

総務警察委員会記録

開催日時 令和3年12月13日(月) 13:02~14:57

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

奥山 博康 委員長
松本 宗弘 副委員長
疋田 進一 委員
山中 益敏 委員
乾 浩之 委員
中野 雅史 委員
山村 幸穂 委員
藤野 良次 委員
山本 進章 委員

欠席委員 なし

出席理事者 湯山 総務部長
杉中 危機管理監
藤井 南部東部振興監
大橋 警察本部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

議第105号 令和3年度奈良県一般会計補正予算(第6号)
(総務警察委員会所管分)

議第111号 県吏員職員退職料条例等の一部を改正する条例
(総務警察委員会所管分)

議第114号 奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

議第123号 当せん金付証票の発売について

議第126号 令和3年度奈良県一般会計補正予算(第7号)

報第 32号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告に
ついて

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(2) その他

<会議の経過>

○奥山委員長 ただいまから総務警察委員会を開会します。

本日の欠席、遅刻等はありません。

密集、密接を避けるために、当面の間、各委員会室の傍聴人を5人に制限していますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申合せにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、付託議案について、総務部長、危機管理監、警察本部長の順にご説明願います。なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明をお願いします。

○湯山総務部長 お手元の「令和3年度一般会計特別会計補正予算案その他」の目次で、11月29日に提出しました議案は、議第105号から議第107号までの予算が3件、議第108号から議第115号までの条例の制定及び改正が8件、議第116号から議第123号までの契約等が8件、報第31号、報第32号の専決処分の報告が2件の合計21件です。このうち議第109号、議第110号の条例の改正については、11月29日に当委員会でご審議いただき、先行してご議決いただいています。

以下、危機管理監分を除く、総務部に関するものについてご説明します。その他については、それぞれの部局長が所管の委員会でご説明申し上げます。

まず、補正予算について、「令和3年11月定例県議会提出予算案の概要（令和3年11月29日提出分）」の1ページ、一般会計補正予算案（第6号）は、歳入歳出それぞれ96億1,800万円余の増額です。また、繰越明許費として7,500万円、債務負担行為として、追加と変更合わせて19億5,900万円余を計上しています。これらは新

型コロナウイルス感染症対策をはじめ、緊急に措置を必要とする経費等について計上するもので、政策体系別の内訳は記載のとおりです。

2 ページの歳入予算ですが、特定財源として、国庫支出金は義務教育職員費負担金を減とする一方、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などを増とすることにより合わせて95億900万円余の増額、繰入金はホストタウン等、新型コロナ感染症対策基金繰入金を減とする一方、地域医療介護総合確保基金繰入金を増することにより1億6,800万円余の増額、諸収入はホストタウン型新型コロナ感染症対策基金精算金として9,500万円余を増額するとともに、県債については、障害者福祉施設整備事業債を増とする一方、児童福祉施設整備事業債を減することにより合わせて2,700万円余を減額しています。また一般財源として、財政調整基金繰入金7億8,700万円余を減額するとともに、繰越金を6億6,000万円増額しています。また、各補正予算歳入歳出の款項の内訳は、先ほどご覧いただきました議案書に記載しています。

次に、総務部に関する歳出予算として、6 ページ、6、爽やかな「都」をつくる、の一段目に新規事業で、文書管理システム導入事業です。令和4年度から令和10年度にかけて、行政文書の收受から廃棄までを電子化して一括管理するシステムの構築及び運営を行うため、合わせて2億7,000万円余の債務負担行為を設定するものです。

次に、7、その他ですが、給与改定に伴う減額です。10月の人事委員会からの給与に関する勧告等に鑑み、期末手当の支給割合を引き下げることにより、減額となる9億4,900万円余のうち、総務部、議会事務局、監査委員事務局に関するものは特別職、一般職合わせて4,300万円余です。財政調整基金積立金は、令和2年度決算剰余金13億500万円余について、地方財政法第7条第1項に基づき、2分の1を下回らない額6億6,000万円を財政調整基金に積み立てるものです。

続きまして、総務部所管に係る条例案について1件ご説明します。令和3年11月定例県議会提出条例の2 ページ、議第111号、県吏員職員退隠料条例等の一部を改正する条例です。民法の改正に伴い、成年になる年齢の引下げ等の措置に対応するため、所要の改正を行うものです。この条例のうち、総務部に関するものは、要旨欄の第1、県吏員職員退隠料条例の一部改正及び第2、県吏員職員退隠料条例等の一部を改正する条例の一部改正です。1つ目、県吏員職員退隠料条例の一部改正については、令和4年3月31日現に扶助料の給与事由が生じている未成年の子に条例の規定を適用するときは、20歳を成年とする特例措置を講ずるものです。そして、2つ目、県吏員職員退隠料条例等の一部を改

正する条例の一部改正については、扶助料を受ける者が妻である場合に、特例として扶助料年額が加算される対象となる扶養遺族である子は、未成年の子及び重度の障害で生活資料を得る途がない成年の子とする改正を行うものです。なお、施行期日は、令和4年4月1日です。

次に、契約等については「令和3年度一般会計特別会計補正予算その他」115ページ、議第123号、当せん金付証券の発売についてです。これは、当せん金付証券、いわゆる宝くじの令和4年度における本県の発売総額を100億円以内とするもので、今年度と同額です。

119ページ、報第32号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告については、2段目の自動車事故に係る損害賠償額の決定についてご説明します。121ページ、事故の概要としては、番号1に記載のとおり、令和3年2月1日に香芝市狐井地内の国道168号において、香芝警察署職員の運転する車両が側面衝突したことにより発生した自動車の損傷事故など11件、損害賠償額は347万円余です。引き続き、安全運転の徹底及び公用車の適切な管理について十分指導を行い、公用車使用中における事故の防止に努めてまいります。

続きまして、「令和3年度一般会計補正予算案追加提出分」の目次、12月9日に追加提出しました議案は議第126号の予算1件です。このほかに当日本会議上で議案を配付していますが、収用委員会の委員等の任命の人事案件が2件、合計3件です。

補正予算について、「令和3年11月定例県議会提出予算案の概要、（令和3年12月9日提出分）」の1ページ、一般会計補正予算案（第7号）は、歳入歳出それぞれ、23億5,500万円余の増額です。また、債務負担行為として7,000万円追加しています。これらは、国の経済対策への対応として、新型コロナウイルス感染症対策を実施するとともに、議員の期末手当の改定に伴う減額を行うもので、政策課題別の内訳は記載のとおりです。財源ですが、国庫支出金として、生活福祉資金貸付原資造成補助金を23億6,000万円増額するとともに、一般財源として、財政調整基金繰入金を400万円余減額しています。この結果、一般会計の総額は11月29日に提出した補正予算案（第6号）と合わせ5,827億7,700万円余となり、当初予算に対して8.6%の増、前年度同期比では9.7%の減となっています。

2ページの議会事務局に関するものとして、2つ目の議員の期末手当の改定に伴う減額ですが、これは議員の期末手当の支給月数の0.1か月分引き下げることに伴う減額です。

以上、今回提出しています議案の概要及び総務部所管と議会事務局に係るものです。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○杉中危機管理監 私からは、危機管理監所管分の事業についてご説明します。

「令和3年11月定例県議会提出予算案の概要（令和3年11月29日提出分）」の3ページ、1. 新型コロナウイルス感染症対策として、新規事業ですが、新型コロナウイルス検査促進事業です。ワクチン・検査パッケージは、感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、ワクチンの接種履歴や検査による陰性を確認することにより、飲食やイベント、旅行等の行動制限を緩和しようとする制度です。健康上の理由等でワクチン接種を受けられない県民がこれらを利用できるように検査体制を整えます。また、感染拡大時においては陽性者を早期に発見し、適切な医療につながることも重要です。そのため検査を促進するための体制を構築するものです。財源には、国からの地方創生臨時交付金を充当したいと考えています。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○大橋警察本部長 警察本部所管の提出議案は、令和3年度奈良県一般会計補正予算案及び奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例です。

まず、令和3年度奈良県一般会計補正予算案について、「令和3年11月定例県議会提出予算案の概要（令和3年11月29日提出分）」6ページ、7. その他の給与改定に伴う減額については、人事委員会の勧告等により減額となる9億4,900万円余のうち、警察本部に関するものは1億8,000万円余で全て一般職分であります。

続きまして、奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例ですが、「令和3年11月定例県議会提出条例」の13ページ、銃砲刀剣類所持等取締法の改正に伴いまして、クロスボウの所持が禁止の対象となることから所持許可に係る手数料等を追加するため、所要の改正をしようとするものであります。施行期日については、法の施行期日に合わせ、令和4年3月15日としています。なお、詳細については、16ページから26ページに記載しています。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○奥山委員長 それでは、付託議案について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますので、ご了承願います。

○山中委員 それでは、先ほど一般会計補正予算でご説明をいただきました件について、2点確認させていただければと思います。

初めに、文書管理システム導入事業について、予算に計上されています。この文書管理は、平成30年7月に公文書管理の適正の確保のための取組について閣僚会議の場で決定

されました。また、行政文書の電子的管理についての基本的な方針が、平成31年3月に内閣総理大臣決定がされています。これに基づいて、行政文書の管理がされてきたとお聞きしています。ゆえに、作成される文書については、作成から保存、廃棄・移管までを一貫して電子的に管理することによって効率的に管理が進み、文書の所在や履歴の管理、検索といった文書管理業務が大きく向上すると考えます。

その一方で、文書の紛失、誤廃棄、改ざんなどのリスクについても、電子化されても当然内包されるリスクだと考えています。そこで、文書管理システムの導入には、それらのリスクに対する対策として、どのような効果が期待できるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○永井法務文書課長 文書管理システムの導入により、これまで紙ベースで行ってまいりました文書の作成から保存、廃棄までを一貫して電子データで管理できるようになります。紙の文書の場合、保存している文書や決裁中の文書をすぐに確認したいと思っても、書庫に探しに行ったり、今、決裁がどこを回っているのか探したりしなければなりません。電子データとして管理することで目当ての文書を容易に検索することができ、所在が分からないということがなくなります。このように常に所在を把握できることから、文書の紛失といったことも起こらなくなると考えています。

また、一旦決裁が下りた文書は権限のある者の承認がなければ電子データを廃棄することができませんので、文書を誤って廃棄するといったことも防止することができます。さらには、システムではいつ誰がその文書を作成し、決裁したのか、さらに決裁途中で修正があった場合、いつ誰がその修正を行ったのかを記録することができます。また、決裁後は権限のある者の承認がなければ修正することができないため、文書の改ざんを防ぐことができます。

○山中委員 分かりました。今おっしゃっていただいた内容は行政文書の電子的管理についての基本的な方針というところを読みますと、電子管理することによって随分防げる、また効率的な内容も示されていますので、しっかりと進めていただきたいと思えます。また、先ほどの答弁にありましたように、文書の改ざんであったり、誤って破棄するといったことも今後この電子管理を行うことによって防げるということなので、しっかりとやっていただきたいと思えます。

私も本会議で、地域のデジタル化推進についてお聞かせいただきました。そのときに、庁内の地域デジタル化戦略、また行政実行計画というものを現在各部署で横断的に進めて

いただいているとお聞きしています。今後、この行政文書の電子化がどのように地域のデジタル化戦略の中に取り入れられ、展開していくのかお聞かせいただければと思います。

○湯山総務部長 文書管理にとどまらず、デジタル化に関する横断的なご質問をいただきましたので、私からお答えを申し上げます。

第一に上げられますのは、地域デジタル化戦略の中では、住民の皆様方にできる限り、例えばスマートフォンやパソコン、メールなどで、なるべく簡単に早くいろいろな給付やコミュニケーションをさせていただこうという方向で検討しています。そうした方向で事業を進めていくに当たり、県庁の仕事のやり方の中枢にあるのが文書管理ですので、そのところがアナログのままですと、全体がデジタルに移行していかないため、まず仕事の真ん中にある文書管理のやり方をデジタル化、システム化していくことは非常に大きな意義があると思っています。

例を申し上げますと、文書管理システムがデータ化されますと、様々な施設の利用状況、例えば障害を持たれている方がよく利用されている、高齢の方が利用されているなど、そのような利用状況も記録されていくこととなります。これが紙だと、1件1件繰って検索しないと分からないということになりますが、データであれば、それを吸い上げることができる。そうすれば、今後の施設の在り方等についても検討を進めていくことができるという効果もあると思います。さらに将来的には決裁システムが電子化していれば進捗管理も電子的に押さえることができますので、今、この時点で物事がどこまで進んでいるのかということ把握し、可能であればそれを関係の方にお伝えすることもできるという展開も望まれると思っており、デジタル化にとって非常に重要だと思っています。

○山中委員 答弁を聞かせていただいて、まず中枢の部分を紙ベースからデジタル化にすることによってこれぐらい、いろいろなことが変わるということを実感したところです。今回、債務負担行為で、令和4年度から10年度までの間でということ予算が計上されていますが、初年度どれぐらいの割合で使っていられるかというのがあろうかと思っています。期待しながら、今後もこの地域デジタル戦略の流れを、しっかりと見させていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

それから、新型コロナウイルス検査促進事業についてお聞かせいただきたいと思っています。

この事業ですが、先ほど説明があったように、健康上の理由等でワクチン接種を受けられない県民の方の利用、また、感染の急拡大が起こった際に、早期に発見・対策をしていくという意味で検査の促進につなげたいということで今回、設けられたわけです。国では、

ワクチン・検査パッケージということで進めていただいているわけですが、新型コロナウイルス感染症対策本部から、ワクチン・検査パッケージ制度要綱が出ております。この内容を見ますと、様々なことを書いていただいているのですが、実際にこの制度を適用するとすれば、健康上の理由でワクチン接種ができない県民と書かれていますが、では、この方は実際に病院でそのような証明書を頂くのかといった問題もあると思いますし、どういう手順で奈良県では検査が受けられるのかとかいったことについても、この中ではなかなか分かりません。さらにPCR検査、また抗原定性検査を有効として、その検体採取から、例えばPCR検査ですと3日以内、抗原定性検査では1日以内と書かれていますが、必要とする、参加するイベントであったりとか、様々あると思いますが、そのたびにこういった検査が必要となるのかなどについても、書かれてないように思うのです。奈良県として実際に新型コロナウイルス検査促進事業を進めていこうとすれば、何らかの運用基準のようなものが必要と思うのですが、どのように考えておられるのか、必要とを考えておられるのか。また、そうであれば、国の指示を待たないと難しいとは思いますが、その必要性等についてお聞かせいただければと思います。

○中西知事公室理事（防災・大規模広域防災拠点担当） まず、検査の手順です。検査を希望される方が県に登録された検査実施事業者、例えば薬局などを想定していますが、こちらで検査を申し込んでいただいて、PCR検査キット、または抗原定性検査キットを用い、事業者の立会いの下で検査を実施し、結果判明後、検査結果通知書を本人に交付する手順になっています。また、健康上の理由等の確認方法ですが、現時点で想定していますのは、検査を受けるときにどういう理由でワクチンを受けられなかったかについて、健康上の理由であれば、健康上の理由ということで本人が申し出ていただくという形で考えています。

また、PCR検査であれば基本的に3日、抗原定性検査キットは1日が有効期限ですので、イベントに参加されるのであれば、その都度検査をしていただく必要があります。運用基準については、国の予算がまだ国会で審議中ということで全容はまだ示されていない部分がありますので、その部分も含めて、検討を進めたいと考えています。

○山中委員 分かりました。国でもまだ予算が審議中で、これから決定されたら、奈良県としても対応していただけると、認識します。

なぜ今回、お聞きさせていただいたかということ、私のところに、先ほどの健康的理由でワクチン接種ができない方から電話がありました。その方からはなかなか接種できないの

ですという話があって、しかし一方で、今、経済活動への支援が再開され、「いまなら。キャンペーン2021」とか、「ワクチン接種で安心飲食キャンペーン」も始まっています。このキャンペーンに参加しようとする、やはり接種済証等の確認が必要ということになりますので、それであれば、果たして私は使えるのでしょうかと、こういうことがありましたので、今、答弁いただいた内容について、国の予算化ができてという話になりますが、具体的な運用基準のようなものを示していただいて、分かりやすく、検査の促進につながっていくような、道筋をしっかりとつけていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○奥山委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がなければ、付託議案の質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願ひします。

○中野委員 自由民主党、了承しました。

○乾委員 自民党奈良も了承しました。

○山本委員 賛成します。

○藤野委員 新政なら、全議案に賛成します。

○山村委員 私は、議第105号、奈良県一般会計補正予算のうち、職員の期末手当減額について反対討論しましたように、今の時期に職員の皆さんに2年続けて一時金減額というのはやるべきでないという立場で、この部分だけ反対させていただきます。あとは賛成です。

○山中委員 公明党は全議案に賛成をさせていただきます。

○疋田委員 私も賛成します。よろしくお願ひします。

○奥山委員長 ただいまより付託を受けました各議案について、採決を行います。

まず、議第105号中・当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決します。

議第105号中・当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。ご着席願ひします。

起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

次に、議第111号中・当委員会所管分、議第114号、議第123号及び議第126号中・当委員会所管分については、簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。議第111号中・当委員会所管分、議第114号、議第123号及び議第126号中・当委員会所管分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、本案はいずれも原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。報第32号中・当委員会所管分については、先ほどの説明をもって、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出されました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考に配付していますので、ご了承ください。

次に、その他の事項に入ります。

それでは、湯山総務部長からお願いします。

○湯山総務部長 私からは、2点ご報告します。まずは、資料1、公共施設等総合管理計画の改訂についてです。

この公共施設等総合管理計画は公共施設のマネジメントの実施方針を定めたものです。県では、平成28年3月に10年間の計画として策定していますが、策定から5年が経過していることなどから改訂を予定しているものです。

どういった改訂をするか、主な改訂の内容ですけれども、耐震、集約、売却する、まちづくりの活用などの実績をこれまでの取組成果として追記するほか、公共施設の維持管理更新に必要となる今後10年間の経費の額及び長寿命化を行うことによる削減の効果額を記載します。併せて、さらなる経費削減に向けた総量最適化の取組の推進についても追記したいと思っています。今後パブリックコメント実施の手続を経た上で、今年度中の改訂を予定しています。

2つ目に、資料2「奈良県地域デジタル化戦略の基本方針等について」ご報告します。

奈良県地域デジタル化戦略では、デジタル技術の活用により、迅速かつ簡単に、住民生活や事業活動に必要な行政手続や行政サービスが提供される奈良県など、3項目を目指すべき姿ということで決めました上で、基本方針として、1つ目、地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創る観点から、行政・家庭・経済分野におけるデジタル化を強力的に推進することです。

その際に3点ほど留意事項を置いています。1つ目がデジタル化それ自体を目的とするのではなく、県民・県内事業者が抱える悩みをデジタル技術を活用して解決することで利便性・企業収益の向上につなげる。2つ目ですが、民間の知恵や技術を最大限活用するため、IT企業及びベンチャー企業等の民間企業との連携を図る。3つ目ですが、住んでいる地域や年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、デジタル技術の活用による利便性を享受できるよう情報格差の解消に取り組むことに留意して進めたいと考えています。

1ページ目の基本方針に沿いまして、今後デジタル化を進めていくわけですが、それに当たり、どのような姿を構築していくかという仕組みと原則について2ページ目に記載しています。左側がその仕組み全体の構造、アーキテクチャと呼んでいます。右側がプリンシプルと呼んでいる、デジタル原則について記載しています。

右側からご紹介します。このプリンシプルというのは、奈良県でデジタル化戦略を進めていくときに、どういう点に重きを置いて考えていくかということに記載したものです。1つ目が、マイナンバーカードの普及にできる限り努め、法人IDの利活用を進めていくということです。2点目が非常に重要と思っていますが、住民目線の仕組みで考えていくということ。3点目はモバイル接点、これはできる限り住民の皆さんがお手元のモバイル、スマートフォンで利活用できるようにするという。4点目が情報連携とシステムの共同化、5点目がクラウドbyデフォルト、クラウドを原則として使うということ。6点目が県・市町村・準公共分野、準公共分野というのは、病院など公共サービスを行っている機関ですが、それらと協働していくということ。7点目が情報セキュリティ・個人情報保護の確保、8点目がデジタルデバインドへの対応としています。

こうした原則に基づき、全体の仕組みを左側で考えています。住民が一番上におり、先ほども申し上げたマイナンバーなどによる個人・法人IDによる認証設定にモバイルから入っていただいて、連携されてクラウドに移行されたシステム、アプリを使っただけというような仕組みを考えています。

現在、実行計画の策定を進めていますが、下に、当面の重点プロジェクトを記載していきまして、このような取組を進めていこうと考えています。今後はパブリックコメント実施の経路を経た上で、今年度中に策定を予定しています。

○藤井南部東部振興監 それでは、奈良県南部・東部地域振興条例の制定について、ご報告をさせていただきます。

資料3、（仮称）奈良県南部・東部地域振興条例について、考え方、今後の予定など、現在の検討状況をご報告します。この条例制定については、11月に開催されました南部振興議員連盟の懇談会におきまして、川口正志議員からもご提案いただきました。

資料1 ページ目に、南部・東部地域は、食料・木材・水・エネルギーを供給し、多様な生態系を持つ自然環境を保全する。また、地域を支えてきた産業や人々の暮らしを含め奈良県が誇るべき魅力ある地域であり、さらに水害等の自然災害の発生防止に寄与する奈良県全体にとって欠かすことのできない非常に重要な地域ですが、人口の社会増減での転出超過、自然増減での自然減、また就業者数の減少、地域内における働く場の不足などの課題を抱えています。

県では、南部・東部地域振興基本計画を策定し、これらの課題に対応して、森林と水を守りつつ、人と経済の循環を高め、持続可能な地域社会を形成することを目指して、地域を支える人材の育成や人が集まる拠点の形成及び結節するプロジェクトや事業に取り組んでいるところですが、これらの振興施策実施の継続性を担保するとともに、まちづくり、むらづくりの方向性を明確にし、南部・東部地域の振興を県民全体の課題として、施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例を制定したいと考えています。

資料の中ほどに、条例に踏まえるべき事項として、南部・東部地域の持続的な発展に向けた基本的な事項があり、南部・東部地域の奈良県における意義を明確にし、森林と水を守りつつ、人と経済の循環を高め、持続可能な地域社会を形成することを目指す姿とします。

次に、条例の対象となる地域を、南部・東部振興基本計画の対象であります五條市以下、東吉野村までの19市町村とします。さらに、この条例では、県が地域の振興に重要な役割を有している市町村と目標の共有を図り、協働して施策を推進すること。また、市町村、事業者の主体的な取組に配慮し、相互の連携による取組を推進すること。地域の現状及び重要性に関し、県民の関心、理解を深めるように努めることを明記します。

右側、基本的な考え方と施策として、南部・東部地域の課題への対応方針を示していま

す。南部・東部地域が果たす県における役割の重要性を踏まえながら、人口の社会減少の抑制、生活環境の確保及び充実、産業の振興及び仕事の創出など持続的発展を促すことで、地域の活性化を図り、県民生活全体の向上に資することを基本的な考え方とし、南部・東部振興基本計画に位置づけている、働きやすくする、以下5つの柱を重要施策とします。

次に、3つ目、実効性を担保するフレームですが、振興に関する施策の基本的な考え方及び重要施策を推進するための仕組みとして、現行の南部・東部振興基本計画を条例に基づく計画として位置づけるとともに、南部・東部地域の振興に関する施策を含む現行の市町村の計画との整合を図りながら、県と市町村の協議の場を設け、目標を共有するための県と市町村のコミュニケーションを図り、県と市町村が協働する仕組みづくりを進めます。

2ページ目、これらの考え方を踏まえました現時点における「(仮称)奈良県南部・東部地域振興条例」骨子(検討案)です。まず、総則として、目的、定義、基本理念、県の責務・県と市町村の協働、県民及び事業者の役割を規定します。南部・東部地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、地域活性化と県民生活全体の向上を実現することを目的とし、先ほどご説明しました19市町村を条例の対象地域と定義します。

次に、南部・東部地域の振興に関する基本計画として、振興基本計画を策定し、推進することを位置づけます。この規定により、南部・東部振興基本計画を条例に基づく計画として、さらに強力に推進したいと考えています。

基本的施策ですが、1ページ目でご説明しました5つの重要施策を基本的施策として規定します。具体的には、働きやすくする施策として、地域経済の活性化、食・農・畜産・水産業の振興、林業の振興を図るために必要な施策と、また暮らしやすくする施策として、福祉・医療の充実、教育・子育て環境の充実や道路、通信インフラの整備促進を図るために必要な施策など、項目ごとに上記の規定を設けたいと考えています。

さらに、その他の措置として、施策の推進及び実施に関する市町村との協議の場を設置すること、それから、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定します。

最後になりますが、今後のスケジュールとして、各関係市町村のご意見もお聞きしながら、今月下旬から来月にかけて、パブリックコメントを実施し、県民の皆様をはじめ、幅広いご意見を踏まえ、条例案として次の2月議会に上程を目指したいと考えています。

○杉中危機管理監 まず、資料4「令和3年度奈良県地域防災計画の修正について(概要)」で、計画の概要についてご説明します。この計画は、大規模な災害に対処するために、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関して、県及び市町村が処理すべき事

務又は業務の大綱を定め、住民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減することを目的として、災害対策基本法第40条に基づき、奈良県防災会議が策定するものです。令和2年3月に改定を行って以来の修正となります。

次に、計画修正の趣旨です。今回は、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等の直近の自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大、災害対策基本法や国の防災基本計画の見直しといった社会情勢の変化等を踏まえ、中段に記載している主な項目を中心として修正を進めているところです。修正スケジュール案は、下段に記載しているとおりです。修正に当たりましては、学識経験者から成る奈良県地域防災計画検討委員会や奈良県防災会議の幹事会においてご意見をいただきながら作業を進めています。本委員会で報告後、パブリックコメントを行い、2月中旬に開催を予定しています奈良県防災会議において、最終的な承認をいただき、今年度中に計画の修正を完了したいと考えています。

2枚目以降に、主な修正事項をお示ししています。その概要についてご説明します。

1から4までは、直近の自然災害の課題や教訓を踏まえて修正を行うものです。例えば左側、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあることといった分散避難の考え方、住民はどの情報を基にどのタイミングでどこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に自ら決めておくよう努めるといった災害リスクと取るべき行動の理解促進に向けた事項を、今回の修正で盛り込みたいと考えています。

3ページ目、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、災害基本法の改正といった社会情勢の変化等を踏まえたものです。避難所等における新型コロナウイルス感染症対策として、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切なレイアウト等の措置、感染症対策に必要な物資の備蓄など、感染防止対策上、留意すべき事項を盛り込んでいきたいと考えています。災害対策基本法の改正に関しては、警戒レベルの見直し等を反映させることとします。

そのほか、公助と合わせた自助・共助の推進として、気候変動の影響で近年、自助・共助の重要性がより一層高まっていることについても、普及すべき具体的な防災知識とともに新たに計画に盛り込みたいと考えています。

2月の奈良県防災会議に向け、今後、パブリックコメントなどを通じて様々なご意見をいただきながら、内容を精査してまいりたいと考えています。

続きまして、資料5「第2次安全・安心の確保のための奈良県基本計画」の策定につい

て（概要）についてご説明します。

まず、1. 計画の概要です。この計画は、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現に向けて、県と警察とが協働して策定しているもので、犯罪抑止と交通事故防止を基本的目標に掲げて、社会的弱者を守ることや、安全・安心の基盤を強化することなどの観点から、7つの方向性と20の推進項目を設けて取組を推進してまいりました。現在の計画は平成29年に制定し、本年が最終年度となっています。

計画の進捗ですが、向かって左の表（1）では、奈良県内の刑法犯認知件数の状況、右の表（2）では、人口10万人当たりの刑法犯認知件数の割合である犯罪率を掲載しています。いずれも本計画策定前年である平成28年から大幅に減少している状況です。

基本目標の達成状況です。本計画では、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現に向け、3つの基本目標を掲げています。

資料2枚目、3枚目で、基本目標の達成状況を記載しています。

まず、基本目標①で、指標として掲げています重要犯罪の犯罪発生率、人口10万人当たり9件以下を目途とすることについては、令和2年21.4件となり、残念ながら増加しています。この大きな要因として、特殊詐欺認知件数の増加が上げられます。特殊詐欺被害者の多くが高齢者であることから、その対策の強化が大きな課題となっています。

基本目標②の交通事故者数25人以下を目途とすることについては、年々減少し、令和2年中は25人となっています。しかしながら、登下校中の子どもの交通事故防止や高齢者の運転による事故防止が喫緊の課題と認識しています。

次に、資料3枚目、基本目標③の凶悪犯罪の検挙率は、令和2年において102.2%となっています。

最後に、次期計画のポイントを記載しています。次期計画の期間は令和4年度から令和8年度の5年間です。計画改定においては、基本目標の達成状況等を検証し、犯罪情勢や交通事故状況を鑑みて検討を行い、日本一安全で安心して暮らせる奈良県の実現に向けて策定を行ってまいります。

取組の方向性、推進項目等について、特に県下の状況から重点的に取り組むべきポイントを赤い文字でお示ししています。まず、通学通園路等、登校時の子どもを守るため、学校及び通学通園路等の安全確保のため、交通安全、犯罪抑止の施策を総合的に展開。次に、特殊詐欺対策と高齢者等を見守る地域づくりの一層の推進等について検討しているところです。

今後のスケジュールについては、本委員会において報告した後、計画案を策定した上でパブリックコメントを実施してまいります。その後の2月議会でご審議をいただき、令和4年4月から計画を運用できるように作業を進めたいと考えています。

○奥山委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めまして、質問があればご発言願います。

○疋田委員 奈良県地域デジタル化戦略の基本方針などについて、1点ご質問します。

県と市、そして準公共分野について基幹システムをそろえて、これから統一していくという計画であると聞いています。詳細をまだ把握できていませんが、デジタル庁で総務省と同じような国と県を統一した市町村でのシステムをつくるという答弁を前の国会等でも出ているように聞いていますが、県としては、国の動向をどのように把握されていますか。今後、国の基幹システムと合わせられるものになっていなければならないのでは。住民目線でいうと、県外から奈良県に来られた方が情報を共有して使えるのが一番いい形ではないか考えているのですが、国の動向または国との連携、基盤システムをつくるに当たっての今後の合わせ方について、お聞かせいただきたいと思います。

○城家デジタル戦略課長 県としても、国においてデジタル社会の実現に向けた重点計画を定め、デジタル社会に必要な共通機能の整備、普及の検討が進められていると、9月に発足しましたデジタル庁のワーキング等で議論されていることを把握しています。また、地方公共団体との関係で言いますと、基幹業務等に関わるシステムの標準化、あるいは政府情報システムに係る共通的な基盤機能を有するガバメントクラウドというものが今後、整備されますが、それへの移行といったことがテーマであることも理解しているところです。今後、県が情報連携基盤の仕様を検討する際には、国、地方のシステム間連携についての国の動向を常に把握しながら、できる限り柔軟に対応できるように設計を進めたいと考えています。

他方で、国全体での調整が難しく、なかなか進捗しないようなテーマであっても、地域であれば関係者が連携して進捗が図れることもあると思いますので、県として取組を進める際には、そうした観点も含め、今後しっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

○疋田委員 今後、県としても重要ではあると思うのですが、デジタル化に関しては広域なところで、しっかりと連携していく、または共通に使えるものをつくっていくことが、結果的には一番お手頃にしっかりとつくれた仕組みになるのではないかと思いますので、どうかしっかりと情報をキャッチしていただきながら進めていただければと思います。よ

ろしくお願いします。

○藤野委員 先ほど第2次安全・安心の確保のための奈良県基本計画についての説明があり、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現という目標に向かって進められるということをお聞きしました。

それでお聞きしたいのですが、県内交通事故について、令和2年の死者数データが出ておりましたが、奈良県では、交通死亡事故多発警報発令要綱に基づいて、この交通死亡事故多発警報を出しておられます。これは、知事が県交通対策協議会会長として発令され、交通死亡事故が10日間以内5件以上発生したときなど、発令の基準があります。令和2年度はなかったと聞いていますが、今年度は9月11日から9月18日まで5人の死者数が出て発令されているということで、これは10月5日には解除となっているのですが、令和3年度上半期の交通事故の状況はどのようになっているのか、警察本部にお聞きしたいと思います。

○松浦交通部長 本年の交通事故の発生状況ということで、上半期、10月末現在の数字でお答えします。

交通事故の人身事故の件数は2,380件で、死者数は30人となっています。負傷者数は2,900人と、前年との比較ではいずれも増加はしていますが、近年の減少傾向は維持しています。

○藤野委員 ホームページには掲載しているのですがけれども、高齢者の交通事故の発生が増えている状況も見てとれます。高齢者がアクセルとブレーキを間違えてコンビニ等の店舗に突っ込んだなどの、これは高齢者だからということではないのですが、こういった誤った事故があって死亡される、あるいは大けがをされるという事故も全国でも結構発生をしている状況です。こういった高齢者の対応については、運転免許証の返納等も対策として講じられておられますし、運転免許の更新のときにも高齢者講習等も実施しておられるということですが、運転免許証の返納状況や、講習以外の高齢者に対する対応、対策についてどのような取組をしておられるのかお聞きします。

○松浦交通部長 令和3年の10月末現在、高齢者が関係する交通の人身事故は947件で、近年、事故件数自体は減少傾向にありますが、交通人身事故全体に占める割合は4割と、逆に年々高くなっている状況です。また、高齢者の死者についても18人で、死者全体の6割を占めており、その割合も高くなっています。県警察としては、高齢者が関係する交通事故を減少させるには、まず、広く県民に高齢者が関係する交通事故の発生状況等

について、正しく知っていただく必要があると考えており、あらゆる広報媒体を活用して情報発信に努めています。

その上で、運転免許証を保有していない高齢者も含め、高齢者が加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解し、安全な交通行動が実践できるよう関係機関、団体等と連携してシミュレーター等の各種教育機材を積極的に活用し、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しています。

また、高齢者運転免許自主返納支援制度の周知を図るとともに、自動車等の運転に不安のある高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境を整備するため、自治体や企業等に働きかけて、高齢者運転免許自主返納等支援事業の拡大などを推進しているところであります。

また、来年5月からは、いわゆるサポカー限定免許の導入など、高齢運転者対策の充実、強化が盛り込まれた改正道路交通法が施行されますので、その周知と適切な運用に努めてまいりたいと思っています。

○藤野委員 高齢者は、事故の被害者になるパターンと、加害者になってしまうパターンの両方あると思います。被害者になるパターンについては、特におっしゃったように、例えば県内の各市町村における老人会を通じて、そういった事故に向けての対応、対策についていろいろと啓発していくということも大事ですし、また、加害者になるパターンについては、運転免許証の返納も取組としては高齢者運転免許自主返納等支援事業としてやっておられるということですが、運転免許証自主返納率まで出るのかどうか分かりませんが、昨年、一昨年に比べてどのような状況になっているのか、少しお聞かせいただけるとありがたいです。

○松浦交通部長 令和2年は、高齢者の運転免許証の返納は6,346人で、全体数6,629人のうちの6,346人、令和3年10月末現在では、全体で5,081人のうち高齢者の方は4,862人となっています。

○藤野委員 加害者あるいは被害者の方も含めた対策への取組、啓発をいただきたいとお願いを申し上げます。

もう1点は、自転車事故も全国的にもかなり増えている状況です。県内での状況と、自転車事故に対する対応、対策はどのように講じられているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○松浦交通部長 自転車の事故ですが、令和3年10月末現在で交通人身事故は407件

となっています。前年との比較では増加していますが、こちらも近年の減少傾向は維持しています。今年も自転車に関する交通事故による、10月末現在での死者の方はお二人で、いずれも高齢者の方の単独事故となっています。県警察としては、自転車が関係する交通事故を減少させるために、自転車利用者に自転車の通行ルール等の周知を図る交通安全教育と広報啓発活動、自転車利用者の二人乗りや無灯火等に対する指導警告と、酒酔い運転等の悪質・危険な交通違反に対する取締り、この2つを推進しているところです。

○藤野委員 自転車事故の場合は、啓発は難しいのですか。一県民に対しての啓発は、県民だより奈良とか、いろいろな媒体使って行う、あるいは子どもたちには学校などを通じて行う。県民だより奈良を見ておられない方々へどのように啓発していくのか非常に難しい面もあるのですが、そこは様々な媒体を使ってぜひとも自転車を運転する人の責任についてしっかりと啓発いただくと。あるいは、自転車は、結構スピードが出ますし、危ない自転車の運転をされて、逆に被害に受けるということもありますので、そういった対策も警察で何らかの方法、媒体を使って取組いただきますようお願いいたします。

12月1日に年末特別部隊合同出発式も行われ、31日まで特別警戒をされるということです。交通事故防止・抑止へ、一層の取組を進めていただきますようお願いを申し上げます。質問を終わります。

○山村委員 それでは、私からは、地域デジタル化戦略についてお伺いしたいと思います。

政府は今、デジタル化を強力に進めており、その目的として、国や自治体が持つ膨大な個人情報をオープンデータ化して、多様な主体が利用できるように整理したいと、当時の平井デジタル改革担当大臣が述べておられました。多様な企業などが利用することを目指すということで、企業の営利目的、営業の目的に使われることに、個人情報の保護、あるいは権力による国民監視を強めるおそれがあるのではないかと、多くの方々から危険性や不安が出ています。本来、情報通信などのデジタル技術が進歩するということは、私たちの暮らしや健康などで有効に活用し、大いに住民福祉の向上に役立つ利用を進めていかななくてはならないと思っています。ですので、私は、デジタル化そのものは十分進めていかななくてはならない課題だと感じていますけれども、利用の仕方が大きく問題になるのではないかと感じています。

2020年の情報通信白書などでは、企業が提供するサービスを利用する際に、個人データを提供することに8割の方が不安を感じるという回答されています。また、インターネットなどを利用する際に感じる不安は、個人情報や利用履歴の漏えいが88.4%に上って

います。個人データの活用について、安全・安心を重視すべきという方が79%に上るといふことで、国民の意識としてはこの安全・安心、情報漏えいの問題について関心が大変高いと言えらると思ひます。ところが現状を見ますと、例えはこの前も東京証券取引所のシステム障害が起こりましたけれども、これを運営しているところは富士通株式会社で、日本で言えは一番のIT企業が行っています。さらに、みずほ銀行の障害も繰り返して発生しています。東京商工リサーチの調査では、2012年から2020年の間に情報漏えい、紛失事件があつた企業は累計460社に上り、漏えい、紛失した個人情報に累計で1億1,404万人分といふことで、本当に膨大な量が漏えいしたりする、危険にさらされている今の状況の中で、デジタル推進をしていくといふときに、本当に安全なのかを問われていると強く思っています。

今の実行計画の中では、これまで基盤システムは自前のサーバーで管理をしていましたけれども、その方式を民間企業が所有管理するサーバーを利用するクラウド化に転換するといふ方針を進めています。これについては、先ほど申しましたような漏えいの危険が非常にあると思ひます。そのときに個人情報を預かる自治体として、それを保護して守る意味があると思ひますが、個人の同意なしに提供したり、ガバメントクラウドに移して、もしもプライバシー侵害、漏えいがあつたときに、地方自治体の一体誰が責任を取れるのだろうか、どのように責任を取るのだろうかといふ疑問があります。その点についていかがお考えかお聞かせいただきたいと思ひます。

○城家デジタル戦略課長 先ほどの説明の中でデジタル原則として、情報セキュリティ・個人情報保護の確保を入れているところです。サイバーセキュリティについては、日々、高度化しているサイバー攻撃に対応するためには、常に情報セキュリティ対策をアップデートしていくことが重要であると思ひています。このような要請がある中で、自前でサーバーを整備してデータを管理する場合、自らがこのようなアップデート等の作業を怠りなく行わなければならない、そのための予算や人材の対応が必要になりますが、予算やIT人材の制約がある中で、現実的には対応が非常に難しくなると思ひられます。

これに対し、クラウドサービスの場合は、専門の事業者によって最新の情報セキュリティ対策がなされており、安全性の高いサービス提供が可能となっています。こうした点も踏まえて、クラウドbyデフォルトを原則として定めることが重要であり、その原則に基づいてデジタル化を進めていくことを掲げているところです。

もちろん、個人情報保護法制を遵守していくことは当然ですので、そのような観点でセ

セキュリティ対策をきっちりやることが非常に重要という意味で、クラウドサービスは、その水準がある程度確保できていると認識しているところです。

○山村委員 個人情報を守るという立場でのお答えはありました。クラウドの運営をされている企業が非常にしっかりとした運営をしているから、そちらのほうがより安心だというご回答であったかと思うのですが、日本で一番頼れる企業であっても様々な漏えい事故を起こす現状があるわけで、どこまで安心なのかという点でいうと、疑問があると思います。もう一つ、私は重大と思っていますのは、昨年10月から第二期政府共通プラットフォームと呼ばれる日本の中央省庁向けのクラウドの運用がアマゾン関連会社のアマゾンウェブサービスを基盤として開始されています。政府の所有する情報がアメリカ企業のアマゾン社のサーバーに保存される仕組みになっています。アマゾン社のサーバーに保有されている日本政府と国民の情報にアメリカの情報機関がアクセス権を持っているという実態があることは重大と言わねばならないと思います。

その根拠法は、2018年3月に成立したアメリカの海外データ合法的使用明確化法という、CLOUD（クラウド）法と呼ばれているそうですけれども、アメリカが自国の企業に対して持っている保護及び管理するデータの提供を求めた場合、その情報がアメリカ内に存在するか否かにかかわらず、企業は命令に従わなければならないとのことで、既にアメリカ政府からアマゾン社に対して、日本政府がクラウドとして利用しているデータの提出要請が、2020年下半期で390件に上ると、アマゾン社が明らかにしています。これは、日本政府がそもそも言うておりました政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準で指摘してきた国内法以外の法令が適用されるリスクに当たるのではないかと思います。

このような問題で、EUではアメリカの企業のクラウドから撤退を進めている、EUはそもそも個人情報保護制度について、非常に厳しく制度をつくっているところですが、そういうところでもそのような対応をされている。既に日本ではLINEや日本年金機構の個人情報が中国に移転していたということも明らかとなり、問題となっています。中国なども自分の国の法律で、中国企業が持っている他国の情報も全て出しなさいと命令したら、それに逆らえない、そういう法律があります。このような状況になっている中で、私たち国民の情報を、そのようなクラウドに預けてしまうというやり方は考えなくてはならないと強く思っています。もちろん日本の企業でクラウドサービスを行っているところもあるし、自治体が協働してクラウドをつくっていくという方法もあります。いろいろな形で安

全を担保した形で行う方法も取れる状況がある中で、このような危険を冒していくことは、私はやはり考えなくてはならないと思っています。

この地方公共団体情報システムの標準化に関する法律によりますと、地方自治体はガバメントクラウドの利用に努めなさいという書きぶりで規定されており、義務化されているわけではないと思います。個人情報を守る上で、危険は冒さないという選択をすべきではないかと思いますが、そういうことができるのかどうか伺いたいと思います。

○城家デジタル戦略課長 クラウドサービスについてのご懸念ですが、自前でサーバーを用意してデータを保管する、いわゆるオンプレミスというやり方が基本的には従来のやり方です。事業者のサーバーを利用するのがクラウドですが、サーバー攻撃の観点、あるいはセキュリティの観点からしますと、一方的にどちらのリスクが高いということではありません。先ほど申し上げたように、常にセキュリティ対策を最新の状態にして、いかに常時監視しておくかということが大事です。

全ての事業所のクラウド提供サービスのセキュリティが高いというわけではありませんので、当然クラウドに移行する場合に、安全性の要件を定めて、その要件が満たされているかどうかを確認した上で、サービスを利用することになるかと思っています。今後、クラウドを別途利用する場合でも、そういったことを判断しながら、要件をきっちり充足しているのかについても確認して利用することが基本的な考え方であると考えています。

○山村委員 移行するときには、安全性も確認されるという答弁だったと思います。

ちなみに、アメリカ同様、中国政府も自国で保有する他国の情報を政府の命令で提供させています。日本人の情報もたくさん蓄積しているという状況があります。その中国であっても、自国の個人情報を海外に持ち出さないように規制しています。ですので、日本もきちんとそういう対応ができることが必要だと思います。それは、国の問題だとは思いますが、県民の個人情報を預かるという立場で本当に安全性について、きちんとした確認がやはり必要ではないかと思っています。

次に、このデジタル化推進について、国と県と市町村と一体的に進めていかれるわけですが、政府のスケジュールを見るだけでも、膨大な量の工程表が示されています。約2万2,000ある行政手続の98%を2025年までにオンライン化しようということが言われているわけですが、これ自体が自治体の職員にとっては大変重い負担となっています。急いでやろうと思うとやはり間違いも起こりますし、混乱も生じてくる。対住民ということもありますので、進めていくに当たっては、職員の実情、実態について、十分

な支援が必要だと思えますし、それから、デジタル化に対応できる職員を計画的に育成していく、そういうことに長じた人たちをきちんと自前で養成していくことが自治体としても必要になってくると思うのですけれども、その点については、県としてはどのようにお考えなのか伺います。

○城家デジタル戦略課長 山村委員お述べの国の予定ですが、昨年12月25日に総務省から出されました自治体DX推進計画において、地方公共団体の17の基幹系業務が指定されており、それを標準化の上移行するというのと、行政手続については、市町村合わせて計31の手続がありますが、それをマイナポータルに移行することが具体的に示されています。一般的には行政手続のデジタル化を進めることとなりますので、それが難しい対面等が必要であるものを除いて、基本的にはデジタル化に持っていくということが大きな方向性として示されていると認識しています。

市町村については、デジタル化における行政の役割として、システムそれ自体を整備することが目的ではなく、行政サービスのユーザーである住民の目線で利便性の向上や困り事の解決が図られる仕組みをつくっていくことが重要であると考えています。このため、県と39市町村で構成する奈良県電子自治体推進協議会、これは従来からございますが、この協議会におきまして、市町村が抱える地域課題に係る適切かつ効果的な対策の情報共有や、システム等の調達の共同化などについて検討する場を設けることにより、専門人材の確保が困難な小規模な自治体も含めた市町村の取組を支援してまいりたいと考えています。

さらに知事からも本会議で答弁させていただきましたが、デジタルデバインド対策を中心として、様々な課題に取り組む市町村のデジタル部門を強化するために、専門家を派遣して、人材面から支援していくことも考えていく必要があると考えています。特にデジタル化の受益が困難な場所にお住まいの方で、IT等に不慣れな方にスマートフォン等の操作を丁寧に説明するようなサポートを行う市町村の取組に対する県の支援も考えているところです。

○山村委員 県からの支援も考えていただいているということですが、例えば、専門家を派遣されることやサービスをサポートするような人たちの充足についての支援ということもお答えがあったのですが、それは県の職員を想定されているのですか。それとも、どこから派遣を求めたりする形になるのでしょうか。

○城家デジタル戦略課長 来年度のことで、まだきっちりと決まっているわけではありま

せんが、手法としては、県の専門的な知識を有する人材を派遣し、出向いて指導させていただくこともありますし、専門の事業者に委託して専門的なアドバイスをさせていただく方法もあろうかと思えます。

○山村委員 県でも、そうした十分な力を持っている方々を養成されていくということであらうと思うのですが、国では、民間企業からの派遣職員や、特別職の非常勤職員という形で、大量の民間職員の方を活用する方向が進められています。地方公務員法の守秘義務や、兼業禁止などにも触れる点については、やはり公務の公正性というのが大変問題になってくると思いますので、今は考えていないかもしれませんが、そういう事態が起こらないようにということを申し上げておきたいと思えます。

次に、今、デジタルデバインドのお話も出ましたけれども、国の議論の中でAIやデジタル化で自治体の窓口が廃止できるのではないかと、職員を半分に減らせるなどという議論も出ておりました。総務省の高官の方が述べておられましたけれども、これはデジタル化と相反することではないかと思っています。デジタルデバインドというような形も出ていたけれども、本当に困っている方を助けるという点でも問題ですし、地方自治体はやはり住民と身近に接して直接住民と対話をしたり、話を聞くことで、住民の抱えている問題について解決をしていく役割を果たさなくてはならない、そういう意味で対面窓口業務というのは非常に大切な仕事であると思えます。デジタル化して効率化ができて、職員の手が空くということになれば、その分を住民サービス、住民との接点を増やしていく、そちらに回していくような考え方が必要ではないかと思っています。

災害などが起こって、今回のコロナがそうですけれども、人をいたずらに減らしてしまうと、そのときの対応が本当に困難な状況に陥るということも既に分かっていることですので、住民の対応に当たっている職員を減らすという考え方ではなく、住民サービスを充実するという考え方に立たなくてはならないと思えますが、その点はいかがでしょうか。

○城家デジタル戦略課長 県としても対面がどうしても欠かせない事務については、それを維持することは必要と考えていますが、行政のデジタル化の在り方を考えるに当たっては、県内あるいは日本全体でさらに人口減少や高齢化が見込まれることを十分に踏まえることが重要であると考えています。例えば体の状態や、交通手段の問題等によって、頻繁に移動できない高齢者の方に対して、オンラインであれば提供できる医療や健康サービスを、漠然と対面のみで実施していれば、かえってサービスが低下してしまう状況が考えられます。このように対面サービスに過度に依存する状況が続けば、行政サービスのユーザ

一である住民にとっても、かえってサービスの利用機会の減少や不十分なサービスしか受けられないということになりかねないと考えています。

このため住民にとってサービスの向上が持続可能な形で図られるように、デジタル化を進めることが重要であると考えており、他方、高齢者をはじめ、住んでいる地域や年齢等にかかわらず、誰もがデジタル技術を活用できる環境をつくっていく情報格差に対する対策は当然、同時に進めていかななくてはならないと考えており、デジタルデバインドへの対応をデジタル原則の一つに定めて取り組むこととしているところです。

○山村委員 基本は、住民との接点を大切にしていきたいということであろうかと受け取りますけれども、答弁では、人口減少や高齢化などでオンラインの活用が有効とのことで、それはもうそのとおりだと思います。オンラインを使って本当に便利にいろいろなことが利用できる社会になれば、もっと住みやすくなるという点もあるということは私も理解していますので、そういう点もありつつも、本来の地方自治体の役割、住民との接点や住民の思いや願いをちゃんと受け取ることができる、そのような能力をしっかりと身につける職員の方々に続けて働いていただくことが要ると思っていますので、その点はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、個人情報の保護規定のことです。個人情報については、奈良県では、例えば情報を非識別加工情報に代えて自動的に提供されるというようなことについては想定されておらず、本人同意、あるいは通知義務、あるいは本人から目的外使用を拒否できる権利など、そういう点において、守られるとなっている部分がきちんとつくられている個人情報保護制度になっていると理解していますが、政府は個人情報の利活用を進めるために、自治体が今、独自に持っている個人情報保護条例を一旦リセットし、全国共通のルールを設定した上で地方自治体の独自の保護措置を法律の範囲内で最小限にするようにという方針を述べておられます。

これは、今ある個人情報保護条項の優れた部分がリセットされて、国がどんどん非識別加工情報という形で提供している、そういうものを本人同意なしに進めていくことができるというような改悪につながると思います。やはりきちんと制度は守っていくべきだと思うのですが、その点についてはいかががお考えかお伺いします。

○永井法務文書課長 令和3年5月に個人情報保護法が改正されています。地方公共団体に対しては令和5年5月18日までに適用されることになっています。その後、これまで条例に基づき行ってまいりました県の個人情報保護制度は法律に基づき運用することにな

ります。この改正法には、今、山村委員が言及されました匿名加工情報を外部に提供できる制度が規定されています。これは、県が保有する個人情報について、その一部を削除するなどして、特定の個人を識別することができないように加工し、さらに当該個人情報を復元できないようにした上で、事業者などからの求めに応じて提供するものです。この匿名加工情報提供制度は既に国や民間事業者が運用している制度であり、個人の行動や状態等に関するパーソナルデータを適正に利活用するよう、これまでの個人情報保護法において規律が定められてきたという経緯があります。

改正法においても、規律として、匿名加工情報の作成方法、本人を識別する行為の禁止、安全管理措置、取扱いに従事する者の義務などが定められています。なお、現時点では制度の詳細を定めた国の規則やガイドラインが公表されておりません。今後、公表される規則等にのっとり、適正に運用したいと考えています。

○山村委員 ということは、国の言うとおりにしていこうというように聞こえたわけですが、私はそうではないと申し上げたいと思っています。既に国が提供している非識別加工情報の中で、例えばどのようなものが扱われてきたのかというと、全国の国立大学法人では、受験生の入試の点数、内申点等の情報、授業料免除に関する情報の中では、母子家庭か父子家庭か、障害者のいる家庭なのか、生活保護なのか、あるいは被爆者がいるか、長期療養者がいるかといった情報も民間に提供するメニューの中に含まれていました。実際に外部に提供された住宅ローン、フラット35、住宅金融支援機構から民間事業者の住信ネット銀行へ住宅ローンのAI審査モデルのために118万の情報が提供されていますけれども、性別、年齢、職業、勤続年数、年収、住宅取得以外の借入残高、あるいは家族構成など、23項目が含まれていたということです。いくら匿名の加工がしてあるといっても、他の情報と組み合わせれば判別される可能性もあるということで、大変危険な情報だと言われています。こういうものを本人が知らない間に使われていて、本人がそれをやめてほしいと言うこともできない情報になるということで、これは当時の平井デジタル改革担当大臣も認めているわけですから、このようなことはやはり認めるべきではないと思っています。

この5月に成立した地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の中では、先ほどお述べになったように、政府は基本方針を作成するとなっているのですが、この基本方針の作成については全国知事会、あるいは市長会、町村会から意見を聴取することや、地方公共団体の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならないという規定もあり

ます。ですから私はそのようなところできちんと危険性や、個人情報保護を強化する問題などをしっかりと述べていただきたいと思いますと思うのですが、このようなお考えはあるのかお聞きします。

○永井法務文書課長 個人情報保護制度に関しまして、国からの意見照会などが幾つか来ていますが、そのたびごとに疑問点などを率直に国に申し上げており、今、国で具体的なガイドラインの作成をされているものと考えています。

○山村委員 せっかく県が先進的な個人情報保護条例をつくってきたのですから、それをきっちり守っていくという立場で国に意見を申し上げていただきたいと思います。いくら便利で、本当に有効なデジタル化であったとしても、国民が信頼しなければ、推進しようといっても具体的には進んでいかないことになってしまうと思うのです。既にこれまで政府がやってきた新型コロナウイルス接触確認アプリのCOCOA、あるいはHER-SYSなどの業務負担軽減の目的でつくられたシステムであっても、うまく使いこなせないものであれば結局広がらないし、何の役にも立たないということになりますので、国民、県民が信頼できるものをしっかりと進めていくという立場に立っていただきたいと思いますと強く申し上げます。この問題については、引き続き様々な提案があると思いますので、その都度議論していきたいと思っています。

もう一点、先ほど藤野委員から交通事故のことについてお話がありました。それに関連して、交通事故そのものは減少傾向であることは理解していますが、子どもに関わる重大事故とか、高齢者の事故割合としては引き続き高いということで、奈良県の人身に関わる交通事故の状況について、歩行者、自転車、自動車、その他の実数と割合、生活道路における死傷者の実数や割合はどうなっているのか伺います。

○松浦交通部長 令和3年の10月末現在での人身交通事故の発生件数は、2,380件です。事故累計と事前にお聞きしていましたので、事故累計でお答えします。人対車両は315件で全体の約13%、車両相互が2,024件で全体の約85%、車両単独が40件で全体の約2%となっており、人対列車が1件ありました。続いて、生活道路での人身事故の発生状況ですが、生活道路の定義が一般的に定められていないと承知していますので、内閣府が出している交通安全白書でいう市街地における車道幅員5.5メートル未満の道路に基づいて説明をします。令和3年10月末現在164件で、事故累計別では、人対車両が36件で、全体の約22%、車両相互が124件で全体の約75%、車両単独が4件で全体の約3%です。

○山村委員 今、県は安全・安心の確保のための奈良県基本計画をつくられて、歩行者が安心して歩けることを優先して、安全対策を進めていただいていると思います。特に高齢者、子どもが事故に遭う場所は、どうしても生活エリア、生活道路の中が多いと思われま。対策が強化されていると感じているのですが現在、ゾーン30を生活道路対策エリアに設置されているのですが、その設置状況と効果についてはどうなのか伺いたいと思います。

○松浦交通部長 ゾーン30は、平成24年度から整備を開始しており、現在県下で49か所が整備済みであり、今週中に新たに1か所整備が完了する予定です。現在、整備した46か所について効果検証を実施しており、約7割に当たる34か所で速度が減少、4割に当たる17か所で人身交通事故が減少、6割に当たる29か所で物損交通事故が減少し、交通量、速度、人身、物損交通事故全てが減少しているのが4か所です。一方で、それぞれ増えているところもあるという状況です。

○山村委員 分かりました。生活エリア内での事故を防止するためには、先ほどおっしゃった速度の抑制、あるいは歩行空間の確保など物理的な対策も必要ではないかと思うのですが、ゾーン30プラスという新たに対策も進められると聞いています。ただ、残念なことに、この安全対策事業費が、10年で大幅に減少しています。特に国の予算を見ると、約83億円減っていて、地方自治体は頑張っているのですが、なかなか厳しい実態があります。私も従来から何度も横断歩道の白線が消えているなど、いろいろなことを言っていますが、一向に改善されないという現実があります。予算上で人命を大切にするとということに重きを置いていただきたいと申し述べておきたいと思います。

○山中委員 先ほど奈良県地域デジタル化戦略の基本方針についてご説明いただきました。当面の重点プロジェクトの6項目の中に、国内随一のリカレント教育の実現と書いていただいています。注目させていただきたい項目だと思っておりまして、概要と、こういったスケジュールで進めていくのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○城家デジタル戦略課長 このプロジェクトについては、具体的な内容はまだ確定していませんが、現時点でのイメージを申し上げます。リカレント教育というものが今、日本には必要ではないかと言われている状況であり、それぞれの方が持っているスキルをリスクリングして今の産業、あるいは必要な職業に向くように変えていくことが社会的な要請としてあるということです。デジタルに関してのリカレント教育もありますし、それ以外の現在の産業、これからの産業が必要としているスキルに、その人その人が自分のスキルを

変えていくということもあります。いろいろなニーズに応じた多彩なメニューを提供していくこと、eラーニングが中心になると思いますが、そのときのメニューは豊富なものを提供していく必要があると考えています。また単にeラーニングを勉強して修了したとしても、それが就職に結びつかなければ意味がないことですので、就業までつなぐ仕組みも併せて考えていくことが非常に重要だと思います。県内就業促進という観点も踏まえながら、リカレント教育をいかに実現するのか、今、検討しているところです。

○山中委員 まだ十分な検討が必要ということですが、資料に「国内随一の」というタイトルでありましたので、注目させていただきました。今後、私も注目していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、本来の質問ですが、同じく、先ほど説明をいただきました奈良県地域防災計画の修正についてです。直近の修正は令和2年の3月なので、2年たっていない、1年少しで修正する、その背景にはここにあるように令和2年7月豪雨等の自然災害の激甚化、頻発化ということが背景にあるのだらうと思います。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も一定の知識が積み上がってきて、避難所等の運営体制も確立してきたということも、そういった背景にあるのでしょうか、そして何よりも災害対策基本法や防災基本計画の見直しもあったので、今回、こういった修正に至ったのではと理解しています。

そうした中で、この公助と併せた自助・共助の推進というところですが、本来、自助・共助というのは、以前からずっと強調されてきたことではと思います。例えば令和2年版防災白書を見ておいても、現在、想定されている南海トラフ地震のような広域な大規模災害が発生した場合、公助の限界についての懸念も指摘されています。事実、阪神・淡路大震災でも家族を含む自助や、近隣住民等の共助により8割が救出されており、公助である救助隊による救出は約2割程度にしかすぎなかったと。こういった調査報告からも、いかに共助、自助が大切かということは、以前から言われてきたことだと思います。その上で今さらのように権限化、顕在化させて、しっかりとその必要性を推進していこうと言われる必要性と、この自助・共助は、自主防災組織のような地域での取扱いが主な項目になるのではと思いますが、その点で、どのように具体性を持って展開されるのか、聞かせていただければと思います。

○中野防災統括室長 災害においては、まずは自らの命は自ら守るという基本があるということがあり、山中委員お述べのとおり、近年南海トラフ地震の切迫性や気候変動により、いろいろな災害が激甚化していることも踏まえ、学識経験者での検討委員会でも新たな災

害環境になりつつあるという中で、もちろん公助は進めるものの、それに加え、自助・共助の重要性がより一層高まっているのではないかというご意見がありました。このため、奈良県地域防災計画においては、県民に知っていただきたい防災知識を具体的に列挙することにまず取り組み、例えば避難についての正しい理解とか、最低3日分ぐらいの備蓄は用意していただきたいなど、16項目を挙げていきたいと考えています。

自助の取組についてですが、これまで県では、住民への啓発として「県民だより奈良」での防災記事の掲載や、県政出前トーク、今度の日曜日に開催する防災フェアなど様々な広報活動を展開しているところです。加えて、避難行動力の向上に資する取組として、専門家の助言のもと、地域の災害リスクや避難経路の確認について、住民が参加する実践的な避難訓練を行っています。

また共助に関する取組も重要です。山中委員お述べのとおり、自主防災組織がキーになりますが、この自主防災組織の育成や活動支援のために、組織が独自に取り組んでおられる訓練への支援、あるいは、県職員退職者を地域防災支援担当者として委嘱し、平常時から地域の一員として自主防災活動をサポートする仕組みをつくっています。また、自主防災活動に取り組む地域リーダーを安全・安心まちづくりアドバイザーとして委嘱し、自主防災組織等に派遣して、防災意識の高揚、組織の活性化に向けた研修会も行っています。そうした地域リーダーを育成する取組として、防災士の養成講座も兼ね、自主防犯・防災リーダー研修も毎年開催しています。県としてはこうした取組を市町村と連携して地道に継続的に実施していくことによって、自助・共助の理解を深めてまいりたいと考えています。

○山中委員 今、答弁をお聞きして、退職者の皆さんも地域リーダーとして、しっかりと市部の中に入って、様々な部分でリードしていただいて、研修で広め、少しでも多くの人に参画いただいて、実質的な取組をしていただく、住民の皆さんを一人でも多く育てていこうという非常に大切な取組だと思います。そのような中で市町村との連携は必ず進めていかなければならないと思います。非常に努力していただいていることは十分分かりました。私はもちろん地元もそうですし、奈良市内に限ってということになりますが、そういった地域の催しがある際はできるだけ行かせていただいて、生の現場の様子を見させていただこうと取組をしているつもりです。県の皆さんもそういった思いを持って、しっかりと地域に関わっていただければとお願いして、私の質問を終わります。

○奥山委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告であります。本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は、反対討論をされますか。

○山村委員　しません。

○奥山委員長　では、委員長報告に反対意見を記載することとします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の委員会を終わります。